

苅田町教職員の働き方改革取組指針

令和 6 年 3 月

苅田町教育委員会

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、教職員の働き方改革取組指針（令和 3 年 3 月改定 福岡県教育委員会）に基づき、苅田町教育委員会及び苅田町立小中学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けて取組の方向性、目標、取組の具体策等を示したものです。

※本指針の対象は、常勤の教職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び事務職員とする。以下「教職員」という。）とします。

(2) 本指針の趣旨・目的

社会の変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大するなかにおいて、教職員の負担は増大しており、教職員の長時間勤務の改善が喫緊の課題となっています。

現在の教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、教職員が授業改善に取り組む時間を確保するとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる状況の構築が必要です。

本指針は、苅田町における「教職員の働き方改革」をより一層推進し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいをもって働くこと、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持、向上させるために策定するものです。

働き方改革の目的

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活の実現と、健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備すること。
- ② 教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること。

(3) 苅田町教育委員会及び学校の責務

ア 苅田町教育委員会の責務

苅田町教育委員会は、町立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、町内の働き方改革に取り組めます。

イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見なおし、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

働き方改革のポイント

■目標の明確化

働き方改革を進めることは、「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

■意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識をもつことが重要。

■業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

「福岡県教職員の働き方改革取組指針」より

2 現状について

令和5年度の上半期（4月～9月）に月45時間以上超過勤務している菟田町立小中学校の教職員の割合は下表のとおりです。

	月間超過勤務	
	45時間以上	45時間以上のうち 80時間超え
4月	56.3 %	9.5 %
5月	55.4 %	5.4 %
6月	55.4 %	7.3 %
7月	19.7 %	0.0 %
8月	0.0 %	0.0 %
9月	35.9 %	1.8 %

令和3年度及び4年度に月45時間以上超過勤務をしている菟田町立小中学校の教職員の割合は下表のとおりです。

	月間超過勤務（12ヶ月平均）	
	45時間以上	45時間以上のうち 80時間超え
令和4年度	37.7 %	4.1 %
令和3年度	38.9 %	4.3 %

3 目標について

(1) 数値目標の設定について

荊田町では、教職員の働き方改革の実現のため、超過勤務の改善に取り組み、以下の目標を達成します。

学校の管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに業務改善を進め、所属職員の超過勤務の改善に努めます。

目 標

時間外在校等時間（超過勤務）を年360時間以内（月45時間以内）とする。

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

喫緊の課題として、月80時間超えの時間外在校等時間の解消に取り組む。

※各学校における超過勤務時間は、出退勤管理システムで集計します。

(2) 目標に対する検証について

各学校で、出退勤管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。

教職員は、自らの出退勤の記録を把握し、勤務時間を意識した業務を遂行し、長時間勤務の改善に努めていく必要があります。

管理職は、所属職員の勤務の状況を把握するとともに、1ヵ月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者が生じることのないよう、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

校長は、所属職員の超過勤務時間が1ヵ月当たり80時間を超えた場合は、当該職員へ聴取等を行うことにより、超過勤務時間となった原因を分析・把握し、対策を講じるものとします。

荊田町教育委員会は、必要に応じて各学校に対し聞き取りなどを実施し、学校の状況把握に努めます。

(3) 時間外在校等時間の上限について

教職員の健康及び福祉の確保を図るために、苅田町立小中学校管理規則第36条では時間外在校等時間（在校時間から、正規の勤務時間を除いた時間）の上限を定めています。

苅田町立小中学校管理規則 第36条の趣旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限を定めるもの

- ① 1か月の時間外在校等時間について 45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について 360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間 100時間未満、1年間の時間外在校等時間 720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間 80時間以内、かつ、時間外在校等時間 45時間超の月は年間6か月まで)

4 具体的な取組について

次の4つの観点で、取り組みを進めます。

(4つの観点)

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

① 勤務時間の適正な把握【教育委員会・学校】

取組内容…全小中学校の教職員を対象に、業務従事時間を出退勤管理システムで記録します。

② 定時退校日の設定【学校】

取組内容…全小中学校で毎週1日（原則）の定時退校日を設定します。

③ 学校閉庁時刻の設定（原則として）【学校】

取組内容…全小中学校で学校閉庁時刻を設定します。

実施方法…小中学校 19 時（学校の実情により異なることがあります。）

やむを得ず、生徒指導や PTA 会議などで時間外に業務を行う場合であっても退庁時刻が遅くなりすぎないように、学校を閉庁する時刻を設定します。

④ 学校閉庁日の設定【教育委員会・学校】

取組内容…全小中学校で学校閉庁日を設定します。

設定日：夏季及び冬季休業中の教育委員会が設定する日

※生徒を登校させず、部活動も実施しません。

〈事前周知の徹底〉

苅田町教育委員会は、苅田町教育委員会のホームページに掲載します。

各学校は、学校のホームページや学校だより等で周知します。

⑤ 管理職の意識改革【教育委員会・学校】

取組内容：管理職に対して長時間勤務の改善について校長会などを通して指導し、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。

- ・管理職研修において、長期間勤務の改善の取組についての内容を実施します。
- ・校長による長時間勤務改善の取組（実態把握・適切な指導・業務の見直し・効率化等）を校長の業績評価において適正に評価します。

(2) 業務改善の推進

① 業務改善の推進【教育委員会・学校】

取組内容：個人・学校等の単位で、それぞれ業務改善を進めます。

- ・校務分掌の見直し
- ・授業準備の効率化等

② 学校のICT化【教育委員会・学校】

取組内容：ICT環境の充実により業務の効率化を進めます。

- ・校務用パソコンのネットワークを活用した業務の改善と効率化を推進
- ・ICT支援員を活用した、授業支援体制、校務支援体制づくり
- ・データや情報の共有
- ・学校と保護者間の連絡におけるメールシステムの活用
- ・デジタルドリル、自動採点ソフト、授業支援ソフト等の導入

③ 調査の削減・文書事務の見直し【教育委員会】

取組内容：学校に対する調査、調査方法等を見直します。

- ・学校に対する調査の見直し
- ・提出書類の電子化、電子メール、教育委員会共有フォルダでの提出

④ 研修事業の見直し【教育委員会】

取組内容：研修の体系化を進め、教職員の負担軽減という観点も含めて研修の見直しを実施します。

⑤ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減【教育委員会】

取組内容：留守番電話の導入により、勤務時間外の電話対応の改善を推進します。

勤務時間外の電話対応については、緊急の場合を除き、できるだけ勤務時間内にお問い合わせするよう、家庭や地域に周知します。

⑥ 時差通勤の推進・在宅勤務の実施【学校・教育委員会】

取組内容：職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び効果的な校務運営を実現するため、長期休業期間中等は時差通勤を推進し、一定の要件を満たす場合、教育活動に支障のない範囲で在宅勤務を実施します。

(3) 部活動の負担軽減（荊田町立学校部活動に関する指針 平成31年策定）

荊田町教育委員会では、荊田町立学校部活動に関する指針に基づき、各学校における部活動の持続可能な運営の構築と部活動を通じた生徒の資質・能力の向上をめざし、生徒の健康と安全を守り、指導の充実などを促すとともに、部活動顧問の負担軽減による働き方改革を促進するため、以下の取組を積極的行います。

① 部活動休養日の徹底（荊田町立学校部活動に関する指針より）

○ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、連盟主催大会の2週間前の週休日における両日活動については、生徒の負担を考慮した上で活動を認める。その他の期間に両日実施する場合には事前に校長の承認を得た上で、休養日を他の日に振り替える。

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉庁日には、部活動は行わない。

○ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（練習試合や遠征などで半日を超える場合は、事前に校長の承認を得て、保護者・生徒の理解を得た上で実施する。）

② 部活動指導員の配置

中学校に部活動指導員を配置し、生徒にとってより専門的な技能の習得を可能にするとともに、教職員の負担軽減に繋がります。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

いじめ、不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化し、学校（教職員）だけではその解決が困難になっています。教職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、教職員が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、チームとしての学校機能を強化することで、教職員の長時間勤務を改善します。

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用【教育委員会・学校】

取組内容…教職員以外の心理や福祉等の専門家等を学校に配置・派遣します。

- ・小中学校に専門スタッフ等の人的配置を行います。
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、学校教育活動支援教員、学校生活支援員、ALT（外国語指導助手）、日本語指導員、学校図書司書、中学校部活動外部指導員、学校用務補助員 等（※変更する場合があります。）

② 事務職員の機能強化・学校運営への参画【教育委員会・学校】

取組内容…事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を研究・推進します。

- ・複数学校の事務職員が共同して事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。
- ・学校事務の共同実施により、効率的な事務処理を図ります。

③ コミュニティ・スクールの推進【教育委員会・学校】

取組内容…コミュニティ・スクールの導入推進と運営の充実を支援します。

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進と運営の充実について支援します。
- ・コミュニティ・スクールの導入により、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために学校と地域住民等が力を合わせて取り組む学校の運営を目指します。

④ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進【教育委員会・学校】

取組内容…通学路における安全確保、安全対策を推進します。

- ・教職員の負担軽減を踏まえ、地域、学校、関係機関と連携し、通学における安全確保・安全対策を実施します。